

AI事業者ガイドラインと金融実務

1 AI事業者ガイドラインの制定の背景と概要

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 角田 龍哉

一 AI事業者ガイドライン制定の背景

EUでは2024年5月、AIに特化した包括的な法規制（EU AI Act）が最終合意に達したが、日本では、AIの規律に対しては、かねてから、国際的なルールとのハーモナイゼーションを踏まえた、法的拘束力のないソフトローによるアプローチが採られてきた。例えば、OECDにおけるAI原則や勧告の策定と並んで、「人間中心のAI社会原則」（2019年）が制定された。また、事

業者の自由や創意工夫の余地を確保すべき範囲等を踏まえて、開発の場面（総務省「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」（2017年））と利活用の場面（総務省「AI利活用ガイドライン」AI利活用のためのプラクティカルリファレンス〜（2019年））と区別して制定されていたり、AI、ビッグデータ、IoT、5Gなどのサイバー空間とフィジカル空間とを融合した社会である「Society5.0」に対応する観点から、AIのガバナンス確保のためのガイドライン（経済産業

省「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン Ver.1」（2022年））が別途策定されたりしていた。

ただし、こうした原則やガイドラインは法的拘束力を持たないため、記載されている事項に違反したとしても、直ちに関連する法令に違反したり制裁の対象となったりするわけではない。その意味で、名称としては同じ「指針」や「ガイドライン」であっても、行政処分の適用等に関係がある監督指針等とは性質が異なり、金融業界をはじめとする各業界への浸透度には未知

数な面があった。また、従前から、複数のガイドラインが併存することによるわかりにくさが説かれていた。加えて、直近の5年間における生成AIに関する拡散モデルやLLM技術の非連続的变化によって、画像、文章、音声、動画等の新しいコンテンツまで生成AIの利活用が急速に進む半面、同時に様々な新しく、また、影響も大きいリスクが知られるようになってきた。

このような状況を受け、2023年5月に開催されたG7広島サミットでは、AIのガバナンスと相互運用性に関する国際

AI事業者ガイドラインと金融実務

2 金融機関における

AI活用の動きとガバナンスの要諦

野村総合研究所シニアリサーチャー
一般社団法人金融データ活用推進協会 代表理事

金子 洋平
岡田 拓郎 (監修)

一 企業における 生成AI活用の広がり とリスクの顕在化

1 生成AI活用の広がり

これまでも、金融機関において不正取引検知や画像認識（A I-O C R）、テキスト処理（チャットボット、センチメント分析、ニュース分析など）といった用途でA Iの活用が進められてきた。しかし、2022年11月のChatGPTのリリース以来、急速に「生成A I」の関心が高まってきており、国

内外の多くの企業において特に生成A Iのビジネス活用の機運が高まっている。

生成A Iの認知度、期待度、活用状況などについて調査を行った、野村総合研究所の「生成A I利用に関する就労者調査（2023年10月13日～10月16日）」によると、生成A Iを「確かに知っている」または「聞いたことがある」と回答した人は合計で70・5%に上り、高い認知度を示している。また、生成A Iに対して「期待が大きい」または「どちらかといえば期待が大きい」と回答した人は合計

で41・8%と、「不安が大きい」または「どちらかといえば不安が大きい」と回答した人の合計（22・8%）を大きく上回っている。

一方で、実際に「業務で使っている」「業務に使えるかどうかを、具体的に試している」、または「業務に使えるかどうかを、検討している」と回答した人は合計で22・5%にとどまっていた。実際に業務で使ったり検討したりしている割合はそれほど多くないものの、認知度や期待の高さ、各企業の動きを踏まえると今後の生成A Iの

活用はますます進んでゆくものと思われる。

金融業界においても、大手金融機関を中心に生成A Iの活用の取組みは広がっており、例えば、メガバンク3行ではそれぞれ事務手続照会や通達の添削、与信稟議作成、行内規程検索といったユースケースで生成A Iを活用検討、推進している。三菱UFJ銀行では、生成A Iによって月22万時間以上の業務を削減できると見込んでおり、削減した時間をより付加価値の高いサービス提供ができると報道されている。これは、人手不足

マネロンガイドラインFAQと法人口座の不正利用対策

1 2024年4月以降のマネロン等対策の行方

「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくある質問」(FAQ) 改訂を受けて

雲月法律事務所弁護士

吉森 大輔

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(以下、「マネロンGL」という)の対応完了期限である2024年3月が経過した。金融庁は、その直後の4月1日、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問」(以下、「FAQ」という)を改訂し、翌2日に公表した。

今回の改訂は、マネロンGLの個々の考え方や対応の具体例を新たに示すにとどまらず、金融庁が、今後(2024年4月以降)、マネロン等対策におい

て金融機関に求められる姿勢を示している点で、重要な意味を持つものと考えられる。

本稿では、今回のFAQ改訂の趣旨や金融機関に求められる姿勢、また、改訂の内容について整理するとともに、今後予想されるマネロン等対策の行方について検討していく。

なお、本稿における提案や意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、筆者が所属する所属した組織や団体等の見解を示すものではないことをお断りする。

一 FAQ改訂の趣旨

1 2024年3月までの金融庁のモニタリングと対応完了期限の設定と「ルール」整備の重視

(1) マネロンGLの対応完了期限の設定

金融庁は、2021年4月、マネロンGLの「対応が求められる事項」に対する対応完了期限(2024年3月)を設け、態勢を整備することについて、金融機関に対し、各業態団体を

通じて要請した(注1)。

その後、金融庁は、各事務年度金融行政方針において、マネロンGLが求める対応について、この対応完了期限までに完了するよう、モニタリングを行う方針を示し、金融機関に対し、対応を求めてきたところである。

(2) 「ルール」整備の重視

マネロンGLは、金融機関において、フォワード・ルッキングの観点からリスクベース・アプローチの実施を求めており(注2)、金融機関に対し、「ルール」の整備のみを求めるもので

マネロンガイドラインFAQと法人口座の不正利用対策

2 改訂FAQと法人口座の不正利用対策の留意点

潮見坂綜合法律事務所弁護士

鈴木 正人

近時、法人口座を悪用した資金移転・マネロン等事案が生じており、金融庁が2024年4月のマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）（以下、「FAQ」という）の改訂では法人口座に関連する事項も定められた。そこで、本稿では、法人口座に関連する改訂FAQ箇所と金融機関の法人口座の不正利用対策について論じる。

1 2024年FAQ改訂と新たな行動計画
金融庁は、2021年4月に、各業態団体を通じ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、「GL」という）対応を求めている事項について、各金融機関が2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備すること等を要請した。また、2021年8月30日に財務省が公表した「マネロン・テロ資金供与・

拡散金融対策に関する行動計画」でも金融機関等による継続的顧客管理の完全実施の期限が2024年春とされた。

今般、前記期限が到来したところ、金融庁は2024年4月1日にFAQを改訂し、同月2日に公表した。改訂前FAQ（以下、「旧FAQ」という）に記載のある基礎的な態勢整備を行うための形式要件の一部が改められた点が同改訂の特徴であり、基礎的な態勢整備の完了、対応計画の策定、適切な進捗管理等を行っている金融機関などはリスク分析に基づく創意工夫・主体的な対応をより柔軟に

行うことができる。特に、法人顧客との取引については大企業から中小企業まで事業規模、業態、取引量、利用サービス等にバリエーションがあり、リスク分析に基づく各金融機関の創意工夫・主体的な対応が発揮しやすい領域であると考えられる。

また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が同月17日に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024～2026年度）」（以下、「新行動計画」という）でも、行動内容の1つに金融機関等のリスク理解を「更に」向上させ、リスク